

鳩山町保健推進協力委員共催
健康ウォーキング

「はとやまSAKURA ウォークⅡ」参加者募集

開花の季節に、桜を見ながら春を満喫し、心も体もリフレッシュしませんか。

昨年度に引き続き、町内の桜を観賞するウォーキングです。初めて参加される方も歩きやすい距離です。健康運動指導士によるウォーキング前後の運動のコツも学べます。お気軽にご参加ください。

■期日 4月2日(土)※雨天中止
■時間 午前9時30分から正午まで(予定)※受付は午前9時から
■集合場所 梅沢駐車場(梅沢運動場東側)



桜を見ながらウォーキング



心も体もリフレッシュ

■コース 梅沢駐車場▼石坂方面の桜観賞▼JA埼玉中央鳩山農産物直売所(休憩)▼梅沢駐車場(約6km)
■持ち物 飲み物、タオル、その他各自必要なもの。動きやすい服装・靴でご参加ください。
■参加費 無料
■定員 50人
※未就学児を除く
※定員を超えた場合は抽選。選外者には連絡。
■申込・問合せ 3月25日(金)までに保健センター(☎296-2530)まで

より良い地域公共交通の実現のため

「第1回はとやま交通ワークショップ」を開催します

町では、少子高齢化や人口減少への対応など、持続可能でまちづくりと一体となった公共交通体系を構築することを目的とし、「鳩山町地域公共交通網形成計画」を策定します。

その内容の説明を兼ねたワークショップを開催し、より良い地域公共交通の実現を目指します。皆さまのご参加をお待ちしています。

■日時 3月13日(日) ①午前10時〜正午 ②午後3時〜5時 ③3月19日(土) 午前10時〜正午 ※各回とも同内容です。
■場所 ①今宿コミュニティセンター集会ホール ②町中央公民館レクリエーション

ホール ③ふれあいセンター301・302会議室
■内容 鳩山町地域公共交通網形成計画(案)の説明、鳩山町の交通の課題とその解決策(ワークショップ)
■問合せ 役場政策財政課 政策推進担当(鳩山町地域公共交通会議事務局) ☎296-11212



町地域包括支援センター・保健センター共催 参加者募集 認知症予防講演会 「脳と心身のサイエンス」

脳科学の観点から、年齢を重ねても肯定的に物事を捉えることで、心身の健康が保たれ、認知症予防にもつながることがわかっていきます。脳と心身の深い関係、認知症を防ぐ考え方・感じ方のコツを専門家講師から楽しく学びませんか?(手話通訳あり)

■対象 町内外問わず興味のある方、介護支援事業所職員など
■日時 3月26日(土) 午後2時〜3時30分(受付:午後1時30分から)
■場所 ふれあいセンター3階
■内容 「脳はだまされやすい!? ポジティブ思考で認知症

を防ぐ!」講師:日本医療科学大学 保健医療学部 助教授 鈴木研太氏(理学博士)
■定員 100人(費用無料)
■申込・問合せ 3月25日(金)までに、町地域包括支援センター(☎296-17700)または町保健センター(☎296-2530)まで



鈴木研太氏

自分の体は自分で守る がん検診を受けましょう

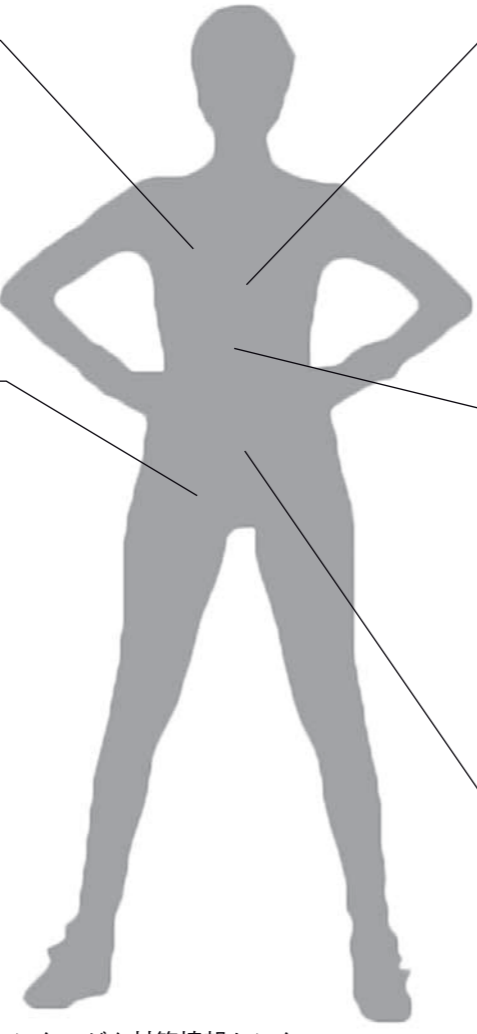
がんは自覚症状がないまま進行していくことも多いため、無症状のうちにごん検診を受け、がんを発見し、適切な治療を行うことが大切です。

鳩山町では30歳(子宮がん検診は20歳)からがん検診を受診することができます。検診方法の詳しい内容は、下図のとおりです。
自分の体は自分で守る。そのため、がん検診を受けましょう。

精密検査を受けましょう

「要精密検査Ⅱがん」ではありません。健(検)診で要精密検査となった方は、必ず精密検査で確認しましょう。
精密検査や治療を受けない場合は、がん検診の効果はなくなってしまうです。(※1) 精密検査が未受診の場合は、保健センターからご連絡いたします。ご協力をお願いします。

町で実施している各がん検診の検査方法



乳がん検診
(マンモグラフィー)
透明なプラスチックの板で乳房を圧迫してレントゲン撮影をします。人によっては痛みを感じることもあります。生理前の1週間は避けた方がよいとされています。

子宮がん検診(※2)
医師が子宮頸部の状態を目で確認し、子宮全体と卵巣・卵管などを触ってチェックします。その後、子宮頸部の表面(粘膜)からブラシなどで軽くこすり取った細胞を顕微鏡で調べます。

HPV検査
子宮がんの原因であるヒトパピローマウイルスの感染について調べるものです。子宮がん検診で採取した細胞で確認できます。30歳以上の方が対象です。

肺がん検診
胸部にX線を照射して、肺を透過像としてフィルムに映し出す検査です。異常がある場合はその部分が白い影になって映ります。主に気管支の末梢にできるがんの発見に適しています。

胃がん検診
胃を膨らませる発泡剤とバリウム液を飲み、さまざまな角度から胃の内部をエックス線で映す検査です。
潰瘍やがんがある場合は、バリウムが均一に付かず、たまった部分が白く映ります。

大腸がん検診
便の表面をこすり取って採取する棒状の部分と、便を保管する容器が一体化した検査キットを使用します。

※1 出典: 独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター
※2 子宮がん検診は、平成28年度から個別検診のみになります。詳細は、広報はとやま2月号をご確認ください。

公募します 鳩山町経営・生産対策推進会議委員

町では、農林行政の円滑な運営のために、鳩山町経営・生産対策推進会議を設置しています。農業者をはじめ、幅広い関係者が話し合い、地域の農業の将来展望や、農業の革新に向けた合意形成を図る必要から、農林業に興味のある方を募集します。

■**応募資格** 次の①～⑤すべて該当する方
 ①本町の農林業に興味をお持ちの方
 ②本町に引き続き1年以上住所を有する方
 ③平成28年4月1日現在において、満20歳以上の方
 ④応募日現在において、本町の審議会等で2件以上の公募委員となっていない方
 ⑤原則として、審議会等の公募委員就任回数が過去5回以上でない方

■**報酬等** 会議1回につき2500円(年3回程度会議を開催します。)

■**問合せ** 〒350-0392 鳩山町大字大豆戸184-16 鳩山町役場 産業振興課 農業政策担当
 TEL 296-5895
 FAX 296-7557

■**任期** 平成28年4月1日～平成30年3月31日
 ■**応募方法** 役場産業振興課(3階)、東出張所に備えてある応募用紙に必要事項を記入の上、3月18日(金)(必着)までに、前記のいずれかに提出してください(土・日曜日、祝日を除く)。郵送の場合は産業振興課宛にお願いします。
 ■**委員の決定** ①応募者が募集人員に満たない場合は、応募資格を確認の上、原則として応募者を委員に決定します。
 ②応募者が定員を超えた場合には、公開抽選により委員を決定します。 ※結果については、応募者全員にお知らせします。
 ■**公開抽選** 3月22日(火)午前10時30分から 役場301会議室
 ■**問合せ** 〒350-0392 鳩山町大字大豆戸184-16 鳩山町役場 産業振興課 農業政策担当
 TEL 296-5895
 FAX 296-7557

多世代活動交流センター「チャレンジ・スペース」の利用者を募集します

事業用事務所やサークル活動など、さまざまな活動の拠点としてご活用ください。

■**対象団体等** 次の①～④のいずれかに該当する団体
 ①町内に在住または在勤する方で構成される団体 ②町と連携する町内および近隣の大学など ③公共的な機関 ④町内に本拠を置く事業所

■**貸付けをする部屋** 多世代活動交流センター3階⑥号室(松ヶ丘四丁目1-1)
 ■**利用できる日・時間** 祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)を除く毎日・午前9時～午後8時30分
 ■**貸付期間** 平成28年4月1日から、1年単位で2回まで更新可能です。(最長3年)
 ■**貸付料(月額)** 1万3千円～5万2千円(団体の営利・非営利区分、収入によって異なります。)
 ■**募集期間** 3月1日(火)～22日(火)
 ■**応募(申請)方法** 役場政策課(庁舎2階)の窓口にて備えてある「チャレンジ・スペース利用希望申請書」に必要事項を記入し、収入を示す書類と併せて政策課へ提出してください。(午前8時30分～正午、午後1時～5時の間)

■**契約** 旧松栄小学校3階チャレンジ・スペース活用指針(平成20年2月1日制定)に基づき契約を締結します。ただし、希望が重なった場合は、抽選などにより選考します。
 ■**その他** 原状貸付、原状回復返還となります。※机などの備品や電話回線およびインターネット設備などはありません。(今後も整備予定なし)
 ■**問合せ** 役場政策課 政策推進担当
 ☎ 296-1212(直通)

軽自動車税の税率が変更されました



国及び地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、平成27年度から軽自動車税の税率が変更になりました。(表1参照)

今回の改正では、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した三輪及び四輪の軽自動車に重課税率が導入されます。

環境負荷の小さい車両はグリーン化特例(軽課税率)が適用されます。

三輪及び四輪の軽自動車では、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両は、グリーン化特例(軽課税率)を適用します。

■**適用条件** 平成27年4月1日

経年車重課について

平成28年度課税から、最初の新規検査から13年経過した三輪及び四輪の軽自動車について、重課税率が導入されます。ただし、電気軽自動車・天然ガス軽自動車・メタノール軽自動車・混合メタノール軽自動車・ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車・被けん引車は重課税の対象から除きます。

- ※平成15年10月14日以前に最初の新規検査を受けた車両は、年までの記載しかないので、その年の12月に検査を受けたものとみなすことになります。
- ※平成28年度課税の重課対象⇒平成14年12月13日以前に最初の新規検査をした車両(自動車検査証に記載されている初度検査年度が「平成14年」以前)
- ※平成29年度課税の重課対象⇒平成16年3月31日以前に最初の新規検査をした車両(自動車検査証に記載されている初度検査年度が「平成16年3月」以前)
- ※平成30年度課税の重課対象⇒平成17年3月31日以前に最初の新規検査をした車両(自動車検査証に記載されている初度検査年度が「平成17年3月」以前)

表1：変更後の軽自動車の税率

車種	税率 ※1	旧税率 ※2	重課税率 ※3	グリーン化特例(軽課税率) ※4					
				25%軽減	50%軽減	75%軽減			
原動機付自転車	第一種(50cc以下)	2,000円	1,000円						
	第二種乙(90cc以下)	2,000円	1,200円						
	第二種甲(125cc以下)	2,400円	1,600円						
小型特殊自動車	ミニカー	3,700円	2,500円						
	農耕作業用	2,400円	1,600円						
軽自動車	その他	5,900円	4,700円						
	二輪(125cc超250cc以下)	3,600円	2,400円						
	三輪	3,900円	3,100円	4,600円	3,000円	2,000円			
	四輪	乗用	自家用	10,800円	7,200円	12,900円	8,100円	5,400円	2,700円
			貨物	5,000円	4,000円	6,000円	3,800円	2,500円	1,300円
		乗用	自家用	6,900円	5,500円	8,200円	5,200円	3,500円	1,800円
			貨物	3,800円	3,000円	4,500円	2,900円	1,900円	1,000円
	二輪の小型自動車(250cc超)	6,000円	4,000円						

- ※ 旧税率の赤色塗りつぶし部分は平成27年度までの税率です。
- ※1 平成27年4月1日以降に最初の新規検査をした軽四輪等
- ※2 平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした軽四輪等
- ※3 最初の新規検査から13年を経過した軽四輪等
- ※4 平成27年4月1日～平成28年3月31日に新規取得した軽四輪等で表2に該当するもの

表2：平成27年4月1日～平成28年3月31日に新規検査を受けた軽四輪等のグリーン化特例(軽課税率)

対象・要件等				特例措置の内容		
電気軽自動車				概ね75%軽減		
燃料電池軽自動車						
天然ガス軽自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減)						
ガソリン車(ハイブリット車を含む)	排ガス性能	平成17年排ガス規制75%低減	燃費性能	乗用	平成32年燃費基準+20%達成	概ね50%軽減
				乗用	平成32年燃費基準達成	概ね25%軽減
				貨物	平成27年燃費基準+35%達成	概ね50%軽減
				貨物	平成27年燃費基準+15%達成	概ね25%軽減

日(平成28年3月31日)の期間に最初の新規検査を受けた三輪及び四輪の軽自動車は、表2の基準を満たす車両は、当該取得をした日の属する年度の翌年度(平成28年度)分の軽自動車税に限り、グリーン化特例(軽課税率)を適用します。

■**問合せ** 役場税務課 担当 ☎ 296-1211(内線136・137)

点心料理(小籠包・餃子・豚まん)教室 参加者募集

日時：3月25日(金)午前9時30分から
 場所：農村公園活性化施設「まつぼっくり」
 参加費：1,200円(当日集金)
 持ち物：エプロン、三角巾、タオル、ふきん
 定員：15人(定員を超えた場合は抽選)
 申込期間：3月14日(月)～22日(火) ※抽選発表：3月23日(水)
 申込・問合せ：役場産業振興課 地域活性化担当 ☎ 296-5895

就職や結婚などの異動時は 国民年金の届出を

20歳から60歳になるまでの40年間は、すべての人が国民年金に加入します。職業などにより、加入種別は3つ(第1号被保険者(自営業者など)・第2号被保険者(会社員・公務員)・第3号被保険者(会社等の被扶養配偶者))に分かれます。

就職や結婚などの異動により加入の種別が変わるときは、年金の届出が必要です。届出忘れや納め忘れから年金が受けられない、ということがないようにしましょう。

こんなとき	どうする	届出先
20歳になったとき	国民年金に加入の手続きをする	【第1号被保険者】 市町村 【第3号被保険者】 配偶者の勤務先
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする(被扶養配偶者であった方も同様)	市町村
結婚や退職等で配偶者の扶養に入ったとき	第3号被保険者への種別変更の届出をする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	市町村
配偶者が会社をかえたととき	引き続き第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先

※届出の内容により、届出先が異なります。また、届出の際には国民年金手帳や添付書類が必要になりますので、事前にご確認ください。

■問合せ 役場町民課 保険年金担当 ☎ 296-5891 (直通)
または川越年金事務所 ☎ 242-2657 (代表)

障がい理由とする差別をなくすために 4月から「障害者差別解消法」がスタート

4月1日から施行される「障害者理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目的とする法律です。対象は、障害者基本法に定められた障がいのある人すべてに及び、障害者手帳を持っていない人も含まれます。

この法律では「不当な差別的取り扱い」「合理的配慮の不提供」を禁止しています。

「不当な差別的取り扱い」とは、正当な理由なく、障がいがあるというだけで、サービスの提供を拒否したり、制限したり、また障がいのない人には付けない条件を付けたりするということです。

「合理的配慮」は、障がいのある人から、困っていることを取り除いてほしいと申し出があったとき、負担になり過ぎない範囲で解決するための工夫をすることをいいます。障がいのある人が困っていることに對し、その人の障がいと合ったやり方、工夫による

不当な差別的取り扱い

例えば、

- ◆障がいがあるという理由だけでアパートを貸してもらえない。
- ◆車いすや補助犬同伴を理由にお店に入れない。

合理的配慮の不提供

例えば、

- ◆視覚障がいがあると伝えただけで、書類を渡されただけで内容を読み上げてもらえなかった。
- ◆車椅子利用者が施設内の段差があるところで手助けを頼んだが、サポートしてもらえなかった。

対応を行わないことは、「合理的配慮の不提供」となります。

不当な差別的取り扱いをすることは、国、市町村などの行政機関と民間事業者で禁止されず、合理的配慮の提供は、行政機関は法的義務となりませんが、民間事業者は努力義務となっています。

この法律は、行政機関や民間事業者などを対象とした法律です。一般の人が個人的な関係で、障がいのある人と接するような場合や個人の考え方などについては、対象にはしていません。しかし社会から差別をなくすためには、すべての人が障がいへの理解を深めることが必要です。障がい理由とする差別をなくし、ふれあいと支え合いのある安心して暮らせるまちを目指して行動していきましょう。

■問合せ 役場健康福祉課 障害者福祉担当
TEL 296-1124
FAX 296-1339

4月1日から受付開始 住宅のリフォーム 資金を補助します



町内業者により、今お住まいの住宅を改修する場合、その費用の一部を町が補助します。

■対象 次の①～⑥のすべてに該当する方(1住宅1回のみ)

- ①申し込み時に本町に住民登録がある方
- ②補助対象となる住宅の所有者で、同住宅に居住している方
- ③申し込み時点で過年度の町民税(国民健康保険税も含む)を滞納していない方
- ④対象工事が、年度内に完了すること
- ⑤対象工事について、町が実施する同様の補助金を受けていないこと
- ⑥補助金申請前に工事等を着手していないこと

■補助対象工事 町内業者が行う20万円以上(税別)の個人住宅の改修工事(増築を除く)。ただし、部分的な修繕工事は除きます。

例：建物の内外装の改修工事、居室・居間・玄関・台所・トイレ等の改修工事(ただし、公共下水道等への接続工事は除きます)。

■補助金額 改修工事に要した費用の100分の5に相当する金額で10万円を限度とします。(千円未満切り捨て)

■受付開始日 4月1日(金)

※予算がなくなり次第終了しますので早めに申請してください。

■申込方法 「鳩山町住宅リフォーム補助金交付申請書」に、次の書類を添付して、役場産業振興課へ申請してください。

- ①住民票の写し
- ②町税(国民健康保険税を含む)の納税証明書
- ③家屋所有証明書
- ④改修工事の見積書の写し
- ⑤改修工事の図面

■問合せ 役場産業振興課 ☎ 296-15895

保留地公売のお知らせ

今宿東土地区画整理事業の保留地を公売します。

公売地：鳩山町大字赤沼地内 1区画 受付期間：3月10日(木)～23日(水) 午前9時～午後5時(土・日曜日も受け付けます) 公売方法：公開抽選 3月25日(金) 午前10時から 公売面積：195㎡ 公売価格：6,630,000円 問合せ：役場まちづくり推進課 区画整理担当 ☎ 296-5893



はとやま 雑感

町長 小峰孝雄

【今月のテーマ】ふるさと納税

遅れていた鳩山町のふるさと納税返礼品制度の仕組みが出来ました。1月14日の正午より始まっています。2月8日時点で、43件189万円の申し込みを頂いております。本当にありがとうございます。



鳩山町のふるさと納税の返礼品は、特徴があります。もちろん他の自治体と同様、特産品の返礼品もごございますが、「宇宙のまち 鳩山」ということで宇宙関連グッズが充実しています。

例えば、1万円の返礼品には、宇宙食や口ケット文具セット。3万円の返礼品には宇宙服のレプリカがあります。宇宙飛行士が記者会見等で着用しているブルーツと呼ばれる宇宙服や、宇宙船内で着用しているオレンジスーツ等です。

極め付けは、100万円のふるさと納税に対する返礼品で、船外活動用宇宙服のレプリカです。宇宙遊泳時に宇宙船の外に出て活動する時に着用している宇宙服です。



この宇宙関連の返礼品は、2月2日の朝にNHKニュース(関東甲信越地方のみ)で紹介されました。実は紹介されたのち、申し込みが急増しました。1週間で、29件168万円の申し込みでした。マスコミの影響力は、本当にすごいですね。



このふるさと納税、来年度は、平成30年度に予定されている東京電機大学の超小型衛星打ち上げプロジェクトへの寄附募集を合わせ、年間5000万円とやや欲張った目標を立てています。

